

第14期千葉県生涯学習審議会第5回会議議事録

令和4年12月23日（金）

午後1時30分から午後3時30分

千葉県庁中庁舎教育庁企画管理部会議室

出席委員（敬称略五十音順）

安藤 深佳子	乾 喜一郎	重栖 聡司	久留島 浩
式場 敬子	濱詰 大介	松本 明子	渡部 茂樹

出席事務局員

千葉県教育委員会教育長	富塚 昌子
千葉県教育庁教育振興部長	浅尾 智康
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課長	鈴木 真一
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課副課長	國吉 加奈子
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課 主幹兼社会教育振興室長	柳生 浩之
社会教育振興室 社会教育班 班長	阿部 雄一
同 主査	大澤 幸展
同 主査	藤平 健太
社会教育主事	三島 隆志
副主査	岡本 彩花
新県立図書館建設準備班 班長	野上 慎司
副主査	廣瀬 恭子
千葉県立中央図書館長	岩崎 雅夫
千葉県立中央図書館 読書推進課長	大森 明香
さわやかちば県民プラザ所長	風戸 正
さわやかちば県民プラザ事業振興課 主査	山口 英一

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

(1) 報告

ア 千葉県読書バリアフリー推進計画（案）について

議長 次第に沿って進めさせていただく。協議に入る前に、各施策等の進捗状況について、報告という形で頂戴したいと思う。まず、千葉県読書バリアフリー推進計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 千葉県読書バリアフリー推進計画の策定について説明させていただく。配付資料の資料1をご用意いただきたい。読書バリアフリー法第8条の規定により、本県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めようとするものである。まず、読書バリアフリー法は、令和元年6月に公布・施行され、資料の中段の部分にアンダーラインが引いてあるが、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）第5条で、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定、実施するとされている。下段の四角囲みであるが、国においては、法に基づき、読書バリアフリー基本計画を令和2年に策定しているところである。この基本計画では、8つの施策の方向性が示されており、このうち、地方公共団体においては、国が特に行うものを除く5つの項目について、国と同様に、施策を講ずることとされている。具体的に申しあげると、アンダーラインが引いてある①、②、③。それから⑥、⑧の5つについて施策を講ずるということになっている。

次のページをご覧ください。千葉県読書バリアフリー推進計画の概要について説明する。なお、当該推進計画については、昨年度から策定作業に着手し、生涯学習審議会に読書バリアフリー部会を立ち上げ、委員の皆様何名かに参加していただいているところである。これまでの審議において、点字図書館、公共図書館、学校図書館、福祉の関係者のほか、視覚障害を持った当事者の方からもご意見をいただき、原案の策定を行ってきた。今後は、これまで取りまとめた計画原案について、パブリックコメントを経て、3月下旬の計画策定を目指しているところである。

続いて、1の計画策定の趣旨について説明させていただく。本県のバリアフリー推進に係る施策を総合的に推進するために、その指針を策定するものである。計画期間は、令和5年度から9年度までの5ヵ年ということで設定をしている。こちらの推進計画では、施策の方向性を定めるに際し、2で県内における視覚障害者等の読書環境の現状と課題について整理している。まず、課題の一つ目として、居住地域における障害者サービスの差異、情報提供の不足が挙げられる。これは図書館で障害者サービスを行っている市町村は、全54団体中、38団体であることや、特定電子書籍の活用が13団体にとどまっている現状がある。なお、こちらの特定電子書籍は、中段あたりの点線の囲みの注釈になるが、著作権者の許諾を受けずに、製作することができる視覚障害者等向けの電子書

籍であることを示している。課題の二つ目として、アクセシブルな書籍等の供給及び製作人材の確保が挙げられる。アクセシブルな書籍は視覚障害者等が利用しやすい点字書籍、拡大図書及び録音電子書籍等であるが、中でも録音電子書籍は視覚障害者が最も容易に図書の内容を理解でき、昨今のデジタル化の進展により、今後最も普及が期待されるものとなっている。この録音電子書籍（特定電子書籍）は、全国の図書館等で製作され、国立国会図書館等に提供されており、全国の視覚障害者等が利用できる仕組みがある。県内の公立図書館においては、県立図書館のほか、市町村では、3団体が提供している状況である。また、音訳図書の製作現場からは、音訳者等の高齢化等により、次世代の製作者の不足を懸念する声が上がっているというような状況もある。このほか、学校図書館と公立図書館との連携体制や障害の種類や程度に応じたサービスの多様化を、視覚障害者等の読書環境における課題として整理してある。

次に、3の基本方針をご覧いただきたい。上記2で整理した課題を踏まえて、今後の施策展開に際しての基本的な方針を4つ掲げてある。1つ目として、居住地域に関わらず、誰もが等しく読書活動ができる環境の整備。2つ目として、アクセシブルな書籍等の利用機会の拡充。3つ目に、アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上。最後に、視覚障害者等の障害の種類・程度に応じたサービスの充実としている。

次のページをご覧いただきたい。4の施策の方向性と取り組みについて、(1)から(5)の5つの項目がある。こちらは先ほど申し上げた法律で、地方が取り組むべき事項とされている項目で整理している。その中で、特に力を入れていきたい施策として、視覚障害者が最も容易に図書の内容を理解でき、昨今の社会のデジタル化の進展により、今後、最も普及が期待される録音電子書籍の普及を考えているところである。まず、(1)として、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備では、視覚障害者等に録音電子書籍をはじめとした障害者サービスを知ってもらうために、障害者サービスの利用案内・情報発信を強化することとしている。具体的には、県立図書館に障害者と市町村図書館からの相談を受ける窓口を設置し、全市町村で障害者サービスの案内が行われることを目指していく。次に、(2)として、インターネットを利用したサービス提供体制の強化である。全国の図書館等で製作された障害者向けの電子書籍が集積された国立国会図書館等の障害者向け電子書籍の活用の充実を掲げている。具体的には、視覚障害者等が国会図書館等のデータ送信サービスを利用するほか、公立図書館が利用者登録をして、利用者の要望に応じて、CDやSDカードにダウンロードして、これを貸し出すサービスを普及させようとするもので、現在、13の市町村で行われている。これを図書館設置市町村の半分の20市町村での実施を目指そうとするものである。また、国会図書館等から配信できる電子書籍には限りがあるため、一般に市販されている電子書籍、音声読み上げ機能付きのものであるが、県立図書館を含めたすべての公立図書館で、導入の検

討を進めることとしている。次に、(3)として、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援である。県立図書館から市町村図書館に対して、技術指導等により、市町村の図書館で製作した電子書籍の国会図書館等への提供を増やしていくこととしている。次に(4)として、端末機器等の情報入手、情報通信技術の習得支援であるが、視覚障害者向けの読書支援機器の購入・利用方法、また、インターネットを通じた電子書籍の利用方法の講座をオンライン講座等も取り入れて、増やしていく。最後になるが、(5)として、製作人材・図書館サービス人材の育成等である。これまでも、音訳者の養成は県の障害福祉部門や県立図書館で、社会人や退職後の方々を中心に養成講座を行ってきた。今後は高校生や大学生などを対象に、体験講座など、音訳者の初歩の部分の講座を新たに開設し、製作人材の裾野拡大に取り組むこととしている。結果として、製作人材の確保、音訳図書の新刊量の拡大に繋がるものと考えているところである。説明の方は以上である。

議長 委員の皆様、今の説明を受けて、質問等があったら出していただきたい。

委員 2の県内における視覚障害者等の読書環境の現状と課題について、課題1に、サービスの差異、情報提供の不足と記載されている。一番上の視覚障害者等向けサービスを実施しているところは38市町村で、結構多い印象を受けたが、特定電子書籍の活用や市販の電子書籍配信サービスについては、少ない印象である。また、利用登録者についても、身障者手帳の所持者の2.9%ということで、まだまだ改善の余地があると思っている。これについて、今まで広がってこなかった原因がどういったところにあるのかを把握されていたりとか、今後それをどのように改善していったりするべきかというところは、何か検討されているのか。

事務局 読書バリアフリー推進計画というのを策定するにあたって、各市町村の状況を把握させていただいたところである。以前から実態把握がない中で、今回初めてこういった形で状況を把握したというようなところであり、やはり、市町村ごとの規模等によって対応できるところとできないところが出てくると思われる。そういった状況を踏まえて、どうしても対応することが難しい市町村については、県立図書館の方で、障害者サービスの支援などを、今後検討していければと考えている。

議長 岩崎館長さん、何か補足があればお願いしたい。

事務局 電子書籍配信サービスの導入については、県立図書館では、未導入である。県立図書館の図書館協議会という外部の方を委員にお呼びしていろいろ図書

館の内容等についてご協議いただいている会があるが、そこでもこの電子書籍については、今後、障害者も含めて、利用者の方が来館しなくても、図書が読めるということで、非常に便利なものであるので、是非ともこれは導入に向けて頑張ってくださいという言葉いただいているところである。この読書バリアフリー推進計画の策定に伴い、図書館としても、積極的にこちらの方は導入していきたいと考えているところである。

議長 他にいかがか。

委員 施策の方向性と取組の(5)、一番下になるが、高校生・大学生向け体験講座などによる裾野拡大というところに興味が湧いたが、これからのことになると思うが、例えば、授業内で取り組んでいくとか或いは希望者だけに講座を設定するとか、今知ることができるものがあったら教えていただきたいと思う。

事務局 音訳者や点訳者の高齢化が進んでいるということを先ほども申し上げたところであるが、実際に本当にスキルを身につけるとなると、研修や実技にかなりの時間を費やしたり、経験を積んだりしていかないとできないというところがある。ただ、確かに高齢化しているという状況もあるので、今のイメージだと、講座を開設する際に、受講者の募集をかけた上で、一般の高校生・大学生の方に体験をしていただいて、そういう職種やそういう仕事があるということを知っていただければというように考えている。

議長 他にいかがか。ないようであれば、引き続き、取組を進めていただきたいと思う。

イ 社会教育関係団体補助金について

議長 2番目の報告事項に移る。社会教育関係団体の補助金について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 本件については、今年度の初めの会議で、社会教育関係団体補助金の御審議の中で、そもそもの各団体間に交付額に差があると指摘があり、経緯も含めて説明願いたいということであった。私どもの方で、過去の経緯を含めて調べて、その結果を報告させていただきたい。皆さんのお手元にある配付資料の通り、令和4年度の配分状況については、一番下に記載されているとおりである。これまでの推移をみると、平成18年度の交付額を基準として、平成24年度から各団体とも前年比1割減で交付となっており、最低額を4万円と設定していると

ころである。そこで、平成18年度の補助金の配分の考え方については、構成員数を基本として、子供や成人といった構成員の属性を勘案して決定されたものである。これが18年度の考え方ということである。私どもの報告としては以上である。

議長 委員の皆さんから何かご意見等あるか。ないようであれば、次に進みたい。

(2) 協議 千葉県における生涯学習推進の在り方について

議長 協議に移っていきたいと思う。千葉県における生涯学習推進の在り方について、最終的にまた皆様にいろいろご意見を伺ったところであるが、このことについて、進めさせていただく。挨拶でも申し上げたが、今日は、答申という形で教育委員会にお渡ししたいと思う。この場で内容について調整しながら進めたい。では、事務局の方から、説明をお願いします。

事務局 千葉県における生涯学習推進の在り方について説明をさせていただく。お手元の配付資料4、5、6と参考資料の3、4が該当となる。前回の会議とこれまで委員の皆様からいただいた意見への対応ということで説明させていただく。説明に使う資料としては、主に資料4の委員の皆様からのご意見への対応と参考資料3の答申案を赤字で見え消しをしているもので説明をさせていただく。一応こちらの見え消しをしている答申案の資料であるが、資料4に委員の皆様からいただいたご意見に番号が振っており、そちらの番号と対応するような形で表記をさせていただいている。お手元に参考資料3をご用意いただきたい。まず1枚おめくりいただいて、表紙の裏である。知事部局、それから教育庁の各課の方に生涯学習推進の在り方について意見照会をしたところである。そういった中で、いくつか意見があったので、修正した箇所について、説明させていただきながら進めていければと思う。表紙の裏に「生涯学習とは」と書いてある。その中で、学校教育による学習というところに、幼小中高までしか書いていなかったが、特別支援教育課から指摘があり、特別支援の特支ということで、追記をさせていただいた。続いて、1ページである。こちらは重栖委員から、答申を終えてやはじめにといったページが必要ではないかということで作成させていただいた。以前の案では、委員の皆様のお名前を入れさせていただいていたが、そういった書き方はあまり一般的ではないというご意見をいただいたので、第14期千葉県生涯学習審議会ということで、こちらはまとめさせていただいた。

続いて、2ページである。乾委員からいただいたリスキリングという言葉を加えた方がいいということで、中段ぐらいのところに、③ということでリスキ

リングを追記させていただいた。あわせて、こちらの方に※がついているが、注釈ということで、2ページの下のところの部分に、注釈を入れている。これについては、商工労働部から、経産省で使っているような書きぶりがよろしいのではないかという意見があったが、乾委員からこのスキルを促すという部分を、スキルを獲得させるというような表記がよいのではないかというご意見をいただいたので、こちらを反映させていただいた。

続いて、4ページである。文言を事務局の方で修正させていただいたものが上段の部分である。それから、中段部分のところ、約50%、こちらはパーセンテージ表示のところの部分であるが、グラフの部分と書き方の統一感がなかったため、グラフの方をパーセンテージ表示で修正させていただいたところである。続いて7ページ、8ページである。商工労働部から、職業訓練に関する情報の修正ということで、7ページ一番下の表の下に※印のところに県や国が専修学校等という言葉が入った。8ページについては、上段の表であるが、離職者向け在職者向けに記載されているポリテクカレッジの表記を削除し、障害者向けのところに、情報事務という表記を付け加えたところである。合わせて9ページの方は、農業関係の部分を追記させていただいたところである。

17ページをご覧いただきたい。①県の取組というところの中に赤字で付け加えているが、生涯学習情報の提供ということについて、以前はこちらの記載がなかったが、情報提供システムのページビューの数や県民の閲覧、活用が十分でない状況について書かせていただいた。

続いて、19ページをご覧いただきたい。①県の課題の生涯学習情報の提供というところに、乾委員の方からいただいたご意見から、情報提供システムの課題として、県民への周知や利便性の向上が必要という文言を付け加えさせていただいた。

続いて20ページである。生涯学習パスポートについて、久留島委員と二村委員からご意見をいただいているところである。具体としては、「例示を付け加えたほうがいい。」「どんなツールかわかるようにしてほしい」といったご意見をいただいた。こちらに学習成果を社会に生かす仕組み、ア取組の現状に、記録できる具体的な内容や生涯学習パスポートの配布方法、ページ構成の例示を付け加えさせていただいた。

続いて、22ページである。久留島委員と乾委員からご意見いただいた部分であるが、イ課題の①県の課題というところに、周知・活用につながる取組の検討や市町村との協力体制の必要性について記載をした。

続いて、27ページである。中段部分である。こちらは渡部委員と乾委員から実現のための視点に、個人の学習ニーズにこたえるだけではなくて、個人の学習意欲を喚起するなど、意欲の喚起について入れると良いといったご意見をいただいたことをふまえて、実現のための視点に、社会のニーズに対応した学習の意欲喚起を図るということに記載させていただいた。

次に28ページである。重栖委員から以前ご意見をいただき、概要版との整合性ということで、概要版の方には、柱・区分というような表記がなされていたが、本編の方にそういった項目がないということで、施策の方向性の部分に、推進の柱、推進項目という表記を追記させていただいた。

29ページである。語句の修正はないが、いただいたご意見を報告させていただいて、読み取れる部分について説明させていただきたいと思う。10番については久留島委員から、デジタル関係の取組を県も何らかの支援をするべきではないか。それから、併せて公民館が減少している現状を踏まえて、振興について記載してはどうかというようなご意見をいただいた。これについては、「ICTの活用などの先進的な学習方法の開発及び市町村への普及の取組が必要です」という記載があることから、こちらで対応できるのかなというふうに考えている。合わせて29ページの一番下の部分に、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点としての役割が期待されるという表記があるので、こちらの形で対応させていただければというふうに考えている。

続いて、30ページをご覧いただきたい。中段部分に、イ学習環境の充実、①県の役割というところがある。松本委員から生涯学習パスポートについて、市町村レベルで周知を続けることによって、ご自身も何か地域に出て役立ちたいというように気持ちが変わった時など、幅広く使ってもらうために、間口を広くというようなご意見をいただいた。そのご意見を反映して、あらゆる学習履歴を記録できる生涯学習パスポートの普及を図るほかというところで文言を追記させていただいた。

続いて31ページである。乾委員のご意見から、学習意欲の喚起という部分で、⑬のところであるが、ア多様な学習情報の提供、①県の役割のところ、学習の意欲喚起を図ることを記載させていただいた。それから、⑭のところであるが、乾委員と久留島委員のご意見から、学習の地域差という課題を解決するための対応として、どの地域においても、生涯学習の情報を容易に入手できるような環境の整備が求められるといった文言を加えさせていただいたところである。

続いて、濱詰委員から各市町村でも気軽に相談に乗れることが大事で、小さくても書いてあると、県民としてはわざわざ県のセンターなどに行かずに、近くで情報を得ることができるというようなご意見をいただいた。②市町村に期待する役割の中段部分であるが、情報提供システムを住民へ周知し、活用を促すという文言を入れさせていただいた。

次は32ページである。以前、濱詰委員の方から学びの総合窓口が大分後ろにきているので、これを強調したほうがよいのではないかとご意見をいただいた。重栖委員からもご意見をいただき、学びの総合窓口については、他の項目と合わせたような形で、学びの総合窓口を構築というように記載をさせてい

ただいたところである。それから中段部分、地域における学習相談体制の整備を支援するとともに、「学びの総合窓口」を中核とし、地域の相談窓口と連携することで、県民の学習を幅広く支援していくことが期待されると追記させていただき、②市町村に期待する役割においては、体制を整えるというような文言も付け加えさせていただいているところである。

33ページである。委員の皆様からたくさんご意見をいただいたところである。重栖委員と乾委員から、地域社会と産業界での活躍で分けた、学習履歴の整理や資格等を記録できるツールを用意する旨を説明として入れた方が良くはないか。それから、文章の最初で生涯学習パスポートの定義なども入れた方が良くはないかというようなご意見があった。このご意見を踏まえて、①県の役割ということで、生涯学習パスポートの活用先として、地域社会のみから、地域社会と産業界に拡大というような形で書かせていただいた。それから、生涯学習パスポートの機能充実、ジョブ・カードへの接続についても、追記をさせていただいた。あと、久留島委員からご質問のあったパスポートの普及というところで、中段の部分に、県民に広く普及、活用できるよう、市町村と連携した県民へのさらなる周知・普及ということを付け加えさせていただいたところである。それから、併せて、ジョブ・カードの関係など、ここの文言を整理した上で、産学官の連携により、学び直しの適切な評価ということも、乾委員のご意見を踏まえたところを入れさせていただいた。

34ページである。こちらは下の部分になる。こちらについては、濱詰委員から生涯学習パスポート、今後活用できるイメージが具体的に見えるといいのではないかというようなお話があった。それから乾委員からは、地域活動としてだけでなく、産業も含まれるような表記というようなご意見をいただき、学習成果を社会に生かす仕組みづくりに生涯学習パスポート等を活用した社会での活躍イメージということで、学習から活躍の流れということで、入れさせていただいた。また、乾委員と濱詰委員から、生涯学習パスポートのメリットの明示、周知方法といった言葉が入った方がよい。それから、的確な説明があると良いというようなところのご意見も踏まえて、こちらの方の機能に入れさせていただいた。

35ページである。学び直しによる生涯にわたる活躍イメージというところで、こちらは参考とするより、本文にした方がよいということで、最初、右の上に参考ということで記載をしていたが、削除した。それから、上の方の県民から分かれているところの部分で、窓口をセンターに設置することだけでなく、その情報や相談にのれることが身近にわかるようなことが良いといったご意見を踏まえて、両側に地域における学習相談というものを、市町村等と、民間教育機関等というところに加えさせていただいた。

最後になるが、職業に繋がる学びのところに、渡部委員と乾委員から、活躍イメージにリスクリングを見据えていることがわかるような記載。それから、

民間教育機関の人材育成研修サービスのあとにリスキリングを加えてはどうかというようなご意見をいただき、各分野共通というところの民間教育機関というところに、リスキリングの表記を追加させていただいた。委員の皆様と、それから関係各課からいただいた意見を反映させた形で、こちらの答申（案）として整理させていただいた。以上で説明を終了させていただく。

議長 答申（案）について、ここをこうしたほうがよいといった提案があれば、お願いしたい。

議長 本文の訂正に伴って、概要版も直していただいているか。

事務局 直している。

委員 29ページの（１）アの①の５行目などにいくつも出てくるが、障害者の害の字は、この字でよろしいか。

事務局 千葉県では、障害者というところで漢字の方を使っている。こちらの方も特段何か固有名詞とかいうことではないので、漢字を使っていきたいと思う。

議長 確か、以前はひらがなを使っていた時期もあったと記憶している。

委員 28ページであるが、推進の柱について、図では「学習に関する情報提供・相談の充実」となっているが、上部の説明のところでは、「学習に関する情報提供・相談」となっていて、言葉が異なっている。それから、質問であるが、20ページに生涯学習パスポートについて載っているが、年間10件程度、奨励賞を交付しているとのことであるが、10件というのは何か意味があるのか。

事務局 こちらの方は、実績を記載している。

委員 奨励賞をいただける基準みたいなものがあるのか。

事務局 基準については、パスポートに記載した単位数に応じて、一番良い賞が1000単位になるが、100単位、300単位、500単位、1000単位という単位で賞がもらえるような仕組みになっている。ちばネット手帳にはこの記載がある。

委員 皆さんにこれを活用して欲しいのであれば、これが進むように、10件というのは少ないと感じたので、質問させていただいた。

議長 28ページの指摘について、どのように統一するのか、事務局から説明できるか。

事務局 28ページ、3の中の2行目の表記を変えた方がよいかと思う。「学習に関する情報提供・相談の充実」としたいと思うが、いかがか。

議長 委員の皆さんいかがか。よろしいか。

議長 特に意見はないようなので、提案通り訂正をお願いします。他にあるか。

委員 先ほどの安藤委員のお話の続きであるが、1点、お伺いしたいのは、奨励賞の対象は選ばれて10件という認識でよいのか。何かしら上位10件に交付というものなのか。それとも、一定基準を超えて、単位がとれれば、申請すれば必ず交付されるものなのか。

事務局 自己申告制となっているので、100単位、300単位、500単位、1000単位を満たして、申告のあったものが対象となっている。

委員 普及すれば、どんどん申請が増えていって、この10件は多くなっていくよということを踏まえうえて、現状のところに書いてあるという理解でよろしいのか。

事務局 現状はそうであるが、普及を図っていくということであれば、こちらの方も伸ばしていきたいと考えている。

委員 ということであれば、文言はこれでよいと思う。

議長 今のように確認も含めて、ご意見いただいて結構である。

委員 誤字になるが、34ページの下に図がある。一番右の緑のところの地域社会での活躍のところに「子供会」と書いてある。千葉県の場合、ひらがなで記載する人が多いので、ひらがな表記がよいと思う。それから、ここで子供会とか自治体とかを団体として括弧書きしているが、例えばその36ページを見ると、活躍のイメージでは、社会教育関係団体・NPO等みたいな形でまとめられているので、共通にした方がよいのではないかと思う。

事務局 今、確認したところ、子ども会の連合会の正式名称は、子供のどもは、ひらがなを使っているので、そちらの方を採用したいと思うが、いかがか。

議長 もう1点に関して、濱詰委員から、こうした方がよいといった提案はあるか。

委員 ここに関しては、例というふうになっているので、子供会とか自治体と書いてあるのは、別にそれはいいと思っている。「供」という字が気になっただけである。ただ、もしこれをもう少し広くいろいろなところでということであれば、例えば、社会教育関係団体・NPOとか書くよりも、公民館などをはじめとして、具体的な書き方をした方がわかりやすいよということであれば、子供会とか自治体という書き方であってもいいと思う。ただ、その辺がわかりやすくなるといいかなと思うが、別にこのままでいいと思う。

事務局 答申（案）の他のところとも整合を図っていきたいと思う。例えば35ページになるが、今お話にあったように、こちらの中段辺りのところでは、NPO・団体等というようなまとめ方をしているので、ここでは、34ページのところでは、こちらもNPOを括弧の中から出して表記ということにしたいと思うが、いかがか。

議長 委員の皆さんいかがか。ないようであれば、そのように訂正してもらいたい。

委員 NPOの後も普通の点でいいと思う。それから、自治体なのか、自治会なのか。

事務局 自治会である。そこは、誤りである。

委員 補足になるが、この子供のどもが漢字になっていると、お供をするという意味合いになるというので、ひらがなでどもを使うっていうことを聞いたことがある。

議長 子供という表記は、ここでしか使っていないのか。

議長 他にあれば、ひらがなで直した方がよろしいかと思う。いかがか。特になければ、そのように修正をお願いします。

委員 概要版の方で、学習成果を社会に生かす仕組みづくりの2つ目の学習成果の適切な評価について、いくつか訂正がある中で、2つ目の・と3つ目の・について、本文と整合性をとっていくために、2つ目の・のところ、産業界での評価にはジョブ・カードにつなぐと記載されているが、ジョブ・カードはあく

まで例で、ジョブ・カードだけをいうわけではないので、ジョブ・カードなど既存の仕組みにつなぐとすべきではなかろうかというのが1点。2点目は、3つ目の・になるが、市町村連携によりとあるが、市町村との連携によりのほうがよろしいのではないか。

事務局 あくまで概要版であるので、本文の方も訂正したいと思う。

議長 それぞれ見ている場所が違うので、ちょっと時間をとることとする。

委員 注をつけていただいてわかりやすくなっているが、社会教育士の制度はいつできたのか。

事務局 令和2年からである。

委員 一般的に知られているのか。ちょっと気になったのは、社会教育士について注をひとついれておけばわかりやすくなると思う。

議長 事務局、何かあるか。

事務局 県では、社会教育士については、文科省で使われている文言を参考に案内をしている。そこにおいて、社会教育士については、社会教育主事講習等規程により規定された学びを通じて、人づくり、つながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たす専門人材の称号ですというふうにさせていただいているが、こちらの方の表記で今回説明の方を入れたいと思うが、いかがか。

委員 そうすると、国家資格ということか。それとも称号なのか。

事務局 称号である。講習等を受けて、名乗ることができる称号というふうになっている。

委員 そのあたりもわからないので、入れておいていただきたい。

委員 どうやら初発が26ページになる。全体の9行目である。社会教育主事に続けて書いてあるので、注の中で、社会教育主事講習を受けた人のための称号であるということが表記されていれば、非常にわかりやすくなると思う。

議長 前回の第13期の審議会でも、随分新しい言葉が次々出てきて、わからないという意見をいただいていた。あれから全く議論されていないので、やはり同じ

ような気もしてしまう部分がある。

委員 図からは、社会教育士が一番重要な役割を果たすことになると思うが、社会での活躍につながる学習相談だから、もうちょっと丁寧に説明しておいた方がよいのではないかと思う。

事務局 ただ規程だけにすると、どこの規程かわからないので今、文部省令というふうにさせてもらったので、一体何の規程かというのを、括弧で入れさせていた。こちらの方で注を入れたいと思うがいかがか。

委員 わかったような、わからないような言葉なので、難しいが、これ独自に定義するわけにはいかないの、文科省の表記に従うしかないのではないかと思う。

委員 大変素人的な質問であるが、文部科学省令ではなく、文部省令でよいのか。

議長 これは、講習の規程がその後どうなっているか調べたほうがよいかと思う。

事務局 昭和26年にできた省令を繰り返し改定しているが、最初にできたときのものがそのまま使われている。

委員 改正もあるが、そのまま使われるのか。

事務局 改正もあるが、初代のできたときのものが使われる。

委員 社会教育士ができたときのものとなると、省令として改定後のものになるのではないのか。

事務局 省令として、改定で内容が変わっても、その部分については、変わらない。

委員 令和2年度から新たにとおっしゃっていなかったか。

事務局 この規程の改定によって、新たに条文が加わるなど、そういうことはあるが、この規程自体は、相変わらず文部省令第12号ということで、昭和26年文部省令第12号をその都度、改定してきているということである。

委員 これ、(文部省令)があるほうがかえってわかりにくいと思う。

- 事務局 文部科学省のって冒頭に入れたらどうか。
- 事務局 冒頭に文部科学省のという文言を入れるということではいかがか。元の省令が作られた時は確かに文部省だったかもしれないが、現在の規程を持っているところは、文部科学省ということでここはもう間違いないので、その方が良いと思う。
- 委員 その方がよいと思う。変に疑問をもたれてもいけない。
- 委員 社会教育主事と社会教育士の違いがわからなくなってしまう。社会教育主事より社会教育士の方が、資格としては上なのか。その社会教育主事をベースにして、さらに獲得する資格ではないのか。
- 事務局 教育委員会に任用されている人しか社会教育主事というふうにはならない。教育委員会から社会教育主事として発令した職員しか、社会教育主事は名乗れないので、それ以外の同じ講習等を受けた全般を示すのが、社会教育士となる。
- 委員 それを言っておかないと、わからないと思う。
- 委員 そこまでいうとなると、どこかに、規定されている言葉があるといい。社会教育主事講習を受けてかつ任用されていない方々のことを言っているわけだが、ここでは社会教育主事講習を受けていただく方を増やしていこうみたいな含意で書かれている。任用されていなくても、役割を果たしていただく方を増やしていくために県が育成しますよということではある。ただ、ここで詳細に解説すべき言葉かと言うと、単純にこれは社会教育人材を育成するということを行っているわけなので、今の書き方でよいのではないかと思う。
- 議長 これは元に戻すということか。
- 委員 社会教育主事と両方説明をするということである。社会教育主事は職員さんで、社会教育士は専門人材ということになる。
- 委員 専門的職員という書き方と専門人材の称号という書き方で、違いがわかるのではないか。
- 議長 これでよろしいか。よろしければ決定したいと思う。
- 議長 かなり見ていただいたので、訂正されたところは、その都度確認しているの

で、再度確認はしないこととする。いただいたご意見をもとに、浄書していただいて、答申として教育委員会にお渡ししたいと思う。この後、15分ほど、休憩とする。

4 答 申

司会 　　ただいまより答申の手交に移りたいと思う。会長と教育長は、会場中央にお進みいただき、答申の手交をお願いしたい。

会長 　　千葉県教育委員会様。令和4年6月24日付け教生第415号で、当審議会に諮問のありました千葉県における生涯学習推進の在り方について、別添の通り答申いたします。千葉県生涯学習審議会会長 重栖聡司。

教育長 　　いただきました答申にそって、新しい時代にそった生涯学習推進の方針を策定して参ります。ありがとうございました。

司会 　　続いて、富塚教育長より謝辞を申し上げる。

教育長 　　本日はお忙しい中、ありがとうございました。また、皆様方には、生涯学習審議会での生涯学習推進の在り方について、誠に熱心な議論を重ねていただいたと聞いております。非常に活発な意見が出て、極めて有意義な審議会であったと担当からうかがいまして、本当に深く感謝を申し上げる次第です。このところ新聞でも、リスクリングであるとか、リカレントであるとか、そういったような言葉をよく目にします。国でも、人生100年時代を見据えて、生涯教育、社会教育の在り方について、議論を重ねているところであるというふうを受けとめておりますが、本県におきましても、皆様からいただきました貴重な答申を踏まえまして、本県ならではの、生涯学習推進の在り方について、さらに庁内で検討を重ね、推進方針にまとめ、皆様に報告ができるようにして参りたいと思います。本当にこの度はありがとうございました。

5 諸連絡

6 閉 会

—— 以上 ——